

不利益処分に係る処分基準(条例等)

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第27条第1項及び第2項	汚水等排出施設等の構造等の計画変更命令又は設置計画の廃止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

- (1) 第24条の規定による届出又は第26条の規定による届出があった場合において、排水の汚染状態が当該汚水等特定事業場の排水口においてその排水に係る排水基準に適合しないと認めるとき。
- (2) 第24条又は第26条の規定による届出があった場合において、その届出に係る健康有害物質使用汚水等排出施設が第29条の2第1項の規則で定める基準に適合しないと認めるとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。